Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年2月12日 自 動 車 局

トレーラ(中期ブレーキ規制以降)のブレーキ利き不良にご注意下さい

一般社団法人日本自動車車体工業会(以下、「車工会」という。)から国土交通省に対して、トレーラのオートマチック・スラック・アジャスタ*1(以下、「ASA」という。)の機能が損なわれ、ブレーキ利き不良に至るおそれがあるとの情報が32件寄せられました。

これらの事案を調査・分析した結果、2000年7月(中期ブレーキ規制)以降に新規登録されたトラクタはブレーキ操作系の変更に伴い、停車時におけるブレーキ操作はトラクタの駐車ブレーキ・レバーで行われる場合があり、この操作を多用される場合や山道、登り降りの頻繁な走行等のシビア・コンディション*2においてはASAに負担がかかり、ASAの機能が損なわれることにより、トレーラのブレーキ利き不良に至るおそれがあることが判明しました。

これらを受け、今般、車工会から、ホームページへの注意喚起の掲載やチラシ(別紙)の配布等により、点検整備について注意喚起を実施するとの報告がありました。

国土交通省においては、以下に掲げる事項について、公益社団法人全日本トラック協会などの自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、広くユーザーの皆様にお知らせするため、国土交通省のホームページにおいて、当該不具合に係る注意事項を掲載しましたのでお知らせします。

【トレーラ(中期ブレーキ規制以降)のブレーキ利き不良未然防止に関する注意事項】

- 1. 法律に定められた点検整備を確実に実施すること。
- 2. シビア・コンディションに該当する場合には、以下のブレーキ機器の点検整備を 徹底すること。
 - (ア) ブレーキ・チャンバのロッドのストロークの点検整備
 - (イ) オートマチック・スラック・アジャスタの機能等の点検整備
 - (ウ) ブレーキ・カム・シャフトの摩耗及び損傷の点検整備
- 3. その他、トレーラ製作者の整備要領等に従って点検整備を確実に実施すること。
- ※1 オートマチック・スラック・アジャスタとは、2000年7月(中期ブレーキ規制)以降に製作されたトレーラから装着された、ブレーキ・ライニングとドラムとの隙間を自動的に調整し、ブレーキの利き具合を最適化する装置のこと。
- ※2 シビア・コンディションとは、標準的な使われ方より厳しい条件で使用された場合のこと。

【注意喚起掲載ホームページ】

日本自動車車体工業会 http://www.jabia.or.jp/index.php (ユーザーの皆様へ)

・ 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/RJ/ (自動車を安全に使うためには)

(お問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 佐藤、酒井

TEL:03-5253-8111 (内線 42353、42355) 03-5253-8597(直通) FAX:03-5253-1640

整備課 山本、島

TEL:03-5253-8111 (内線 42412、42415) 03-5253-8599(直通) FAX:03-5253-1639